



うそ電話詐欺防犯情報

「民間訴訟告知センター」名などで発送された葉書に注意!!

現在、「法務省管轄支局・民間訴訟告知センター」の名称で公的機関を装い、民事訴訟の通知と思わせる不審な葉書が発送されています。

今後も、このような葉書や封書が送りつけられるおそれがあるので、下記事例を参考にして、被害に遭わないように注意しましょう。



《 不審なハガキの例 》

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(※)〇〇〇裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

なお、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和1年〇月〇日
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区・・・
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-0000-0000
受付時間 9:00~20:00(日、祝日は除く)

【不審な葉書・封書の特徴】

不審な葉書や封書には、下記の特徴があります。

- 訴訟通知にも係わらず、葉書や普通郵便で送付されている。
- 契約(運営)会社名が不明。
- 契約不履行の概要や内容の記載がなく不明。
- 契約不履行の根拠がない。
- 本人限定で連絡を指示する。
- 訴訟取り下げ最終期日が葉書を受け取った日から数日以内など間がない。



《 注 意 点 》

- 訴訟などの重要な通知が届いたときは、直ぐに信じずに詐欺を疑いましょう!
- 身に覚えのない支払いを要求する葉書(封書)などは、詐欺を疑いましょう!
- 官公庁職員を名乗る相手から、電話で名前や住所などの個人情報を知られても、安易に教えないようにしましょう!
- 電話でお金を要求されたら、一人で判断せず手続きをする前に、家族や最寄りの警察署又は消費生活センター(188)に相談しましょう!

